

# 知識探訪

## 多民族社会の横顔を読む 協力：日本マレーシア学会 (JAMS)

### <二元法制>に見る多民族社会の共生

光成歩 (国立国会図書館非常勤研究員)

マレーシアでは、ムスリム(イスラム教徒)のためにイスラム家族法、非ムスリムのために世俗の家族法が設けられている。ムスリム同士の結婚や離婚を扱う、いわゆる「家庭裁判所」機能を持つのが、シャリーア(イスラム法)裁判所である。筆者は2011年のマレーシア留学中に、このシャリーア裁判所で係争の傍聴をしていた時期があり、その手続きのあまりの簡潔さに驚いた。それまで手にしたイスラム法廷に関する研究書は、法規範にはまり切らない夫婦の揉め事を通して、地域のイスラム実践の特徴を分析したものがほとんどだったのだ。対して、マレーシアのシャリーア裁判所で見えた離婚事案の多くは、大変すっきりとしたプロセスのもとで進んでいた。



シャリーア裁判所法廷内の写真(左:クダ州シャリーア高等裁判所、右:スランゴール州シャリーア下級裁判所)。判事席、弁護人席、検察官席、証言台と、一般的な法廷と同じ構造。

離婚時案に占める割合が最も多い夫による離婚宣言の認定は、次のように進む。裁判官は、いつ、どこで、どのような状況で、またどのような表現と手段で、夫が離婚宣言をしたのか、夫婦双方から聴取する。裁判官は、夫婦間の不和の元凶や経緯については滅多に尋ねず、当事者が捲し立てても、制止する。離婚宣言の認定以外の離婚事由でも、重視されるのは離婚の要件が満たされるかどうかで、不和の原因には踏み込まないのが常だ。日本における調停と裁判の区別同様、マレーシアのシャリーア裁判所は調停を切り離れた、フォーマルな場である。

シャリーア裁判所のこのような性格づけは、1980年代に州ごとに進められた、イスラム法制改革以来のものである。この改革の結果、以前には調停と準司法的な機能を併せ持っていたイスラム法廷の機能を分化し、司法機能に絞った機関としてシャリーア裁判所が設置された。このとき、近代法から手続き法が取り入れら

れ、シャリーア裁判所は詳細かつ定式的な手続きに則ってイスラム法規範を運用するようになった。つまり、夫による離婚宣言といったイスラム独自の法規範を維持する一方、その認定プロセスは世俗の司法制度と酷似することになった。先に紹介した、すっきりした離婚裁判は、この時の制度改革に始まっている。改革の初期には、世俗の裁判所判事がシャリーア裁判所判事と臨席し、手続き実務を手ほどきしていたと言えば、驚く向きもあるかもしれない。シャリーア裁判所は、この1980年代を境に、州ごとに三審制を取り、世俗の裁判所とシャリーア裁判所の管轄分離はさらに明確になっていったが、その前提には、シャリーア裁判所が近代的な法運用機能を備えるという質的な変化があったのだ。

1980年代の改革は、女性の離婚事由の拡大や多妻婚の抑制、財産権の男女均衡など、家族法における女性の権利拡大も推進した。この改革では、マレーシアと同じく英米法文化圏のインドとパキスタン、そしてシンガポールのイスラム家族法が参照された。また、国内の非ムスリム向けの家族法との均衡が意識されていたことも指摘されており、興味深い。実は、1960年代に進められたシンガポールのイスラム家族法改革においても、非ムスリムの家族法との均衡は重要な課題であり、争点だった。ムスリムのためのイスラム家族法と、非ムスリムのための世俗の家族法が、分離し、かつ均衡している。この関係性は、近代司法の体裁を整えることで独自の管轄を確立した、シャリーア裁判所と世俗の裁判所の関係性にもあてはまる。筆者はこれを「二元法制」と呼んでいる。

異なる法枠組みの下で、独自の改革を追求しながらも、互いの存在を意識する。これも、隣り合って生きる他者との共生のあり方なのだ。

#### <筆者紹介>

1982年、岡山県生まれ。2014年東京大学大学院総合文化研究科(地域文化研究専攻)修了。学術博士。専門はマレーシア地域研究。多民族社会におけるイスラム法制度の位置づけを研究している。日本マレーシア学会(JAMS)運営委員。